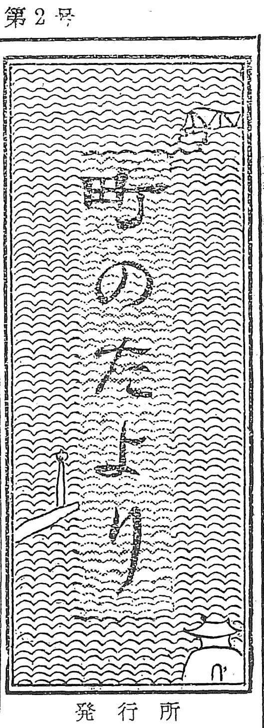

発行所
愛媛県喜多郡
長濱町役場

印刷所 岸本印刷所

就任御挨拶

長浜町長 末永芳朗

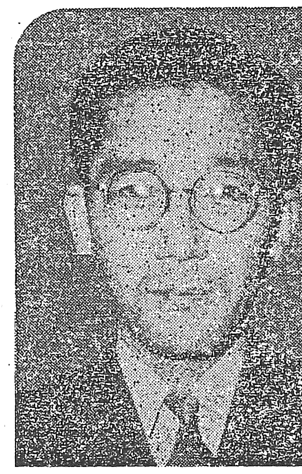

皆様方の有難い御支持により、新生大長浜町の初代町長として当選の栄を担ひ諸賢の心からなる御支援の下、明朗円満な町政の樹立を希ゝ決意も新たに、去る七日就任させて頂きました此の上は、合併に伴ふ五ケ年計画事業を中心に、お約束致しました三大政綱、即ち文教の振興、生産の拡充、民生の安定に対しまして、各地区より選ばれました議会議員各位と共に、慎重しん議全地域に亘る均衡を失せぬ様、細心の注意を払ひ、之が達成を期し、以つて御厚志に酬ひんとするものであります。

もとより不敏非才の私で御座います。今後層一層、皆様方の御べんたつ、御支援を切に切にお願ひ致します。

公職選擧法の一部改正について

昭和二十九年十月八日公職選挙法の一部を改正する法律が公布せられ、原則として昭和三十年三月一日から施行されることとなりましたが、衆議院議員の選挙については、次の総選挙から施行されることゝなりました。従つて既に行われました知事、町長、町議の選挙は従前の選挙法によつたのでありますが来る二月二十七日執行される衆議院議員の選挙及び三月以後に行われる選挙については改正された選挙法で行われることになりました。就きましてはその重な改正点を左に列挙いたしますから参考にせられたい。

一、開票区は市町村の区域によるのであるが市町村の議会の議員の選挙にのみついて選挙区があるときはその区域をもつて開票区とすることとなつた。

二、市町村が新たに設置された場合における選挙について特別の規定が設けられた。尚定数増加の場合にも増員選挙の規定が設けられた。

三、法第八十九条によつて候補者となることのできない公務員が立候補届をしたときは、直ちにその公務員の職を辞したものとなすこととされた。

四、同一氏名の候補者に対する投票を按分する際に生ずる一票未満の端数は切り捨てないこととされた、

五、立候補の辞退は選挙の期日の前日まででなければならないものとされた、

六、当選挙人が兼職禁止の職にあるものであるとき当選の告知を受けた場合その告知を受けた日にその職を辞したものとみなすこととされた。

七、重複立候補の禁止の現定が明白にされた。

八、選挙事務所には選挙管理委員会が交付する標札を掲示しなければならないこととされた。

九、選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができないものとされた。

十、従来選挙運動に関し湯茶以外の飲食物を提供することは禁止されていたが湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供は社会通常の一般の行為として禁止されないこととされた。

尚選挙運動及び選挙運動のため併用する労務者に対し次の条件に従う限り弁当を提供することも差支えないこととされた。

イ当該選挙の選挙運動期間中に限り提供すること。

ロ法第百九十七条の二第一項第一号の規定によつて定められた弁当料の範囲を超えないこと

ハ十五食分にイの期間の日数を乗じて得た数分を超えないこと。

ニ選挙事務所において食事するため又は携行するためであること。

十一、連呼行為は全部禁止された但し演説会場及び街頭演説の場所においてはこの限りでない。

十二、拡声機の使用は参議院の全国区を除く外すべて一揃とされた。その他に個人演説会の開催中の会場で別に一揃の拡声機を使用することは差支へないものとされた。

十三、拡声機、自動車、街頭演説に対する証明書の制度は廃止せられた

十四、主として選挙運動のために使用する自動車は乗用自動車又は小型貨物自動車に限られた、但し積雪泥ねい等の悪路その他やむを得ない事情でそれが使用できない場合はこれ以外の貨物自動車を使用することができることとされた

十五、自動車又は船舶を選挙運動に使用する場合は運転士又は船員を除いて四人以内として、委員会の定める腕章をつけなければならないこととされた

十六、自動車の上では選挙運動は出来ないが、停止した自動車の上で演説することは差支へないこととされ、ポスター、立札、看板等は自動車に掲示することは、禁止された。

十七、選挙事務所又は演説会場の、ポスター等に大きさの制限が現定せられた

十八、立会演説会には録音盤を使用することは禁止された。

十九、立会演説会が開催される二時間前と終了後二時間後の間は三町以内で街頭演説又は個人演説会を禁止することとされた

二十、候補者以外の者の催する演説会は禁止せられた。従つて青年団、其の他の主催の立会演説会は禁止されることとなる。

二十一、二以上の選挙が行われる場合一の選挙の選挙運動の期間が他の選挙の選挙期日にかかる場合は、その当日投票所を閉じるまでの間は、その投票所の入口から三町以内の区域では街頭演説又は演説会をすることができないこととされた

二十二、氏名掲示は投票所内の掲示と投票所外の掲示と同じ順序によつて開票区ごとにくじを行つた順序によることとされた。

二十三、その他連座制の強化、その他の改正が行われている。

最高裁判所裁判官の國民審査について

御承知のように衆議院議員の選挙の際には、最高裁判所の裁判官の国民審査を行うことになつております従つて来る二月二十七日の衆議院議員の総選挙の際には、これとあわせて最高裁判所裁判官池田克の国民審査が行われます。これは全く吾々としては、はつきりしない投票ですが、法で定められておりますので、衆議院議員の投票をしてすぐに国民審査の投票を行うことになつております。因みに選挙と国民審査の主な相違点を申し上げますと次の通りであります。

1選挙と国民審査は同じく投票という形をとつて行われますがその投票は、選挙にあつては特定の候補者を一定の地位に就かしめるための新な選任行為であるに反し、国民審査の場合は既に一定の地位に就いている者についてその地位にあることを確認し、又その地位を失わしめる行為であります。即ちそれは同じく投票という形をもつて行われても、一は創設的行為であり、他は確認的行為であります。

2選挙区が存しない。

3被選挙権及び候補者の観念が存しない。

4選挙は選挙人の投票がなければ当選人は定められないのでありますが、国民審査にあつては選挙人の積極的な罷免の意志表示がない限り、裁判官の地位は確定するものであります。

其の他は総て衆議院議員の選挙と同じ日に同じ様に同じ形式で行われますが、投票用紙は記号式が用いられておりますので、審査に付される裁判官の氏名が印刷してありますから、審査人はその裁判官をやめさせようと思へばその氏名の上の×印を書く欄に×印をつけ、やめさせる必要がないと思へば何も書かないでそのまま投票箱に入れるのでありまして、投票箱は衆議院議員の選挙の投票箱と同じ箱に入れるのであります

尚点字投票については、特別の用紙を用いて白紙にやめさせようとする裁判官があればその氏名を点字で記載し、やめさせる必要がないと思へばそのまゝ何も書かないで投入するのであります

この様に国民審査は、衆議院議員の投票と同時に行われしかもその性格と記載方法がかわつておりますからまちがいのないように特に御注意をお願い致します

※※※※※※※※※※※※※※

二月二十七日

午前七時から午後六時まで（青島は午後五時迄）

衆議院議員選擧　投票日

最高裁判所裁判官國民審査　投票日

衆議院議員の投票が終つてから審査の投票をして下さい

衆議院議員の投票は候補者の氏名を投票用紙に書くのですが国民審査は×の印をつけるかそのまゝ何も書かないで投箱するかの二た通りです

電話のかけ方取次方

・ベルが電話を発明してもう何年になろう。この町に電話がついてからでも四十三年を過ぎると思ふ

電話を利用することについては大分馴らされて来たが、能率的に活用することについては極めて関心が薄く無駄な通話が多すぎる。

以下多少お耳ざわりの点もあるかも知れないが、最も率直に意見をのべて反省を促したい。受話器の変調に依る雑音としてでなく、互に心に留めてよりよく活用することを望みたい。

◎電話手の方々へ

信号を送ると〃ハイ〃と答へたり、〃ハーハー〃と応じたり、甚しいのになると〃モシ／＼〃と出てくるのがある。電話手の応答は「何番へ」と云うのが鉄則である。

ハイ／＼とやられたりハイ／＼とやられたのでは、引続き多方面にかけている時など、局が出たのか前のがまだ切れずにいるのか判らない。況んやモシ／＼なんて云ふものは、こちらから話しかける言葉であつて応ずる言葉ではない。信号があつたら必ず「何番へ」と応じて下さい

◎応答される方々へ

応答される場合には必ず受話器を耳に当てると同時に「ハイ〇〇です」と御自分の名前を相手に分る様にさせて下さい。

これだけで、アーモシモシ、ハイ／＼、〇〇さんですか、ハイそうです。これだけの無駄が消えるのである。

ましてや受話器を外したまゝ肝心の電話とは話をせずに、側の人と今迄の話の続きをしていたり、甚しいのになると受話器を耳に当てたまま、相手がモシ／＼と云ふまで、だまりこくつて御座る人さえいる。笑ひごとではなく、こんな例がザラにあるのですぞ。

次に之は無駄排除とは違ふが、誰それさんは居りますかと云ふ問に対しあなたはどなたですかと名前を聞いてからハイ居りますと云うのがある。これなどはどうかと思ふ。ハイ居りますと答へてから聞くべきである。たまには相手の名前を云はせてから居りませんと答へるのさへあるが非礼も甚しい。一寸したことだが顔が見へぬだけに、かけた方は嫌な感情を持つ。共に注意したいことである。

◎かける人々へ

相手をたしかめたら、必ず「こちらは誰それです」と名乗つた上で用件にかゝるべきだ。これがない為に随分無駄が出来る。

又かける前に通話内容を頭の中でよく整理してテキパキ話を運ぶことゝ、誰にでも手当り次第に話しかけるのでなく、最も適当な相手を呼び出し取次ぎなしで話をすることにより随分能率的に運べるものである。

市外通話などの場合は要件を列記しておいてその下に要領を書き込んでおく位の周到さがなくてはならないと思ふ。

◎社会の公器

電話も社会の公器である今かけてゐるあなただけのものではなく多くの人が回線のあくのを待つているのである。それを常に念頭において無駄な通話を排除して皆で十分活用する様に努めたいものである。

エート、アリヤーナー、アノナー、と誠にハタで聞いていてもジリ／＼する様なかけ方の人が多い様だ。

通話の簡明敏速に。やがて考へられる新町同通話区が実現した場合、無駄な通話に阻げられて、昔の市外通話時よりも逆にビジーが多くなり、用を足さぬことのない様に、今から真険な訓練を切望するものである

門田豊市氏　繰上當選

第一選挙区（旧長浜町）より当選の栄をかち得た山田満氏は、議席の決定をもまたず去る十日急逝、依つて当町選挙管理委員会では翌十一日委員会を開き同点になつていた門田豊市氏を当選人と決定した。

弔信一束

慌しい選挙のあらしに日夜いそがしく立仂いている長浜町役場へ二つの悲しい出来ごとが、しかも何れも突如としておとずれたのであつた。

町職員　金橋勝氏

氏は旧姓武田、昭和十二年二月から十七年七月迄旧長浜町役場に奉職、当時名庶務主任として声望高く、一風変つたその筆跡と共に町の名物とされたものであつたが、長浜造船の懇望に依り限職、その閉鎖後、二十五年九月再び町役場に就職、税務課で孜々として勉励、後進の指導に任じて来たが水族館の復活と共に、之が運営を委ねられ、兼ねて観光事務を採つて来たのであつた。

責任感の強い氏は水族館の運営に当つては、文字通り寝食を忘れての精励ぶりで、余りにも神経を使ひ過ぎることを周囲の者から注意し、健康に及ぼす影響を恨れられていたのであつた

昨年十二月上旬、冬季閉館の後は専ら合併事務に協力、得意の健筆を揮つていたのであるが、年末過労の為かその執行中軽微な脳貧血を起したこともあつた。

この頃から今回の急変が崩していたものかその後も剛直な氏は引続き選挙事務に忙殺され寧日なき奮闘ぶりを見せていたのであつたが、一月三十一日未明頭痛をうつたえ、横臥したまゝ不帰の人となつたのである

謹直とは、まことに此の人の為に出来た言葉かと思はれるほど、生涯を通じ、身を以つて後進を導かれた功績は偉大なものであり、その急逝は痛惜に甚えない謹んで御冥福を祈る次第である。

町議員　山田満氏

氏は福岡県の産、早くから肱川の砂利採取のことに従ひ、東洋砂利株式会社を設立、今や社業隆々として栄え、多数従事員から慈父の如く慕はれていた。

生来寡黙、多くを語らないが、今回新町議会議員として立候補するに当つては心に朝する多くのものを持つていた採である。

激しい闘ひの結果、第四位の高点を以つて、美事金的を射止めたのであつたがその抱員経倫を述ぶる遑さえゆるさず二月十日旅先において突如として逝く。天の無情を怨むのみ。

御遺族の上に想ひを致すとき哀惜の言葉に窮する次容である。

さはあれ、嗣子俊弘君が既にして氏の後を承け、その事業を継ぐに何の不安もない力量識見を備へておれることは、せめてもの慰めと云ふべく、政人も妥んで冥せられることであらう

長浜町議会史上に氏の発言を録する一頁をも持ち得なかつたことを惜しみつゝ謹んで哀悼の意を表するものである。

新町初議會

二月十五日召集　議會構成なる

大同団結のもと新発足を見た大長浜町の初議会が、去る二月十五日召集され、議会の構成及び専決事項承認並びに新町長によつて、提案された左記議案が審議され、三日間の会期をもつて閉会した。

開会劈頭町長より左記の通り挨拶がなされた。

本日初の町議会を催さるるに当りまして、一言御挨拶を申上げたいと存じます。

先般の懇談会に於きましても、一寸ふれました如く若輩未完成の私が、今後町の仕事をさせて頂きまするにつきましては、本日御参集の議員諸賢の一方ならぬ御高配御援助を賜らねばならぬので御座います。

誠に至らぬ者で御座いまするが、どうかよろしくお導き下さいまする様切にお願い申上げます。

今日まで夫々の伝統と歴史を持ち各々異つた性格と規模に於て運営されておりました町や村が一諸になつたので御座いまして、これが渾然一体、完全にとけ合ひますまでには相当の困難を予想されるのが通例でありまするが、私は皆様や私共の考へ方において、速かに之を達成し得るものと信ずるので御座います。と申しますのは一つ／＼の原素が夫々思ひのまゝにその個性を発揮し相譲らぬ場合には如何なる化学製名も成立たぬのでありますが、適度の調和を得ることによりより優れた物質を生み出すことは、厳然たる事実で御座います。

私共の生活に於て一日も欠く事の出来ない水も、水素と酸素とが二と一の正常な比率を保つことに於て構成されるので御座います。

新しく生れました我々の町も、今迄は只単に水素であり、酸素に過ぎなかつたもののゝ集りであるかも知れませんが、之と適正に化合させることにより、私共の命の糧である水を生み出し得る如く、よりよき町造りが出来ると存ずるので御座います。即ちお互がお互の個性を認め合ひ大いなる和の精神と愛情とを以つて手をたずさえて行きまするならば理想郷大長浜町の顕現は期して待つべきものを確信する次第で御ざいます。

私はこの事を強く心に念じ町の行政は民主政治のルールに従つて飽くまでも議会中心主義を堅持し、適正妥当なる運営を期すべく決意致しております。併し乍ら町の規模が拡大され、未だ事情に適せぬ部門も多くありまするので不行届の点が数々あろうと存じます。

そうした面につきましては議会の皆様方のお気付の点を、どうぞまつたなしで御注意、御叱正を得る様お願い申上げたいので御ざいます。腫物は小さい内に処置するにかぎります。化膿して内部に大きな芯が出来てからでは切解手術も厄介で御ざいます。皆様も私共も共に町民から選ばれ又信任を得て町のお仕事をさせて頂くもので御ざいます。過を発見し手ぬかりに気付いたならばお互に気を付け合つて、流るゝ水のそれの如く常によどみなき町政が取運べる様に致さねばならぬと存じます。

誠に議会と役場とは唇歯輔車と申しまするか、常に一家をなし町民の負託に応へ円満明朗な町政を打立てねばならぬので御ざいます。

幸にして高邁なる識見と豊富なる経験とを有せらるゝ議員各位をお迎へし私共は皆様の驥尾に付し懸命の努力を誓ふもので御ざいます。

本日は切角の初議会で御ざいます。皆様の円満な御協議に依り速かに議会の構成が出来上りますれば、役場内部陣容の整備も急ぎまして、合併以来稍々足踏みの形にありまする町政を速かに軌道に復し之を推進せんとする意慾に燃へております。

何卒私共のこの熱意の上に皆様方の温い激励の手を加へて頂きまして新生大長浜町の育成に御尽力賜らん事を懇願致しまして御挨拶と致します。

ついで臨時議長河内作ェ門氏によつて、正副議長の選挙が行はれ議長に一宮亀久雄氏、副議長に黒川時谷氏がそれ／＼万場一致で当選された。

後議会議案の審議に入り

議案第一号　長浜町議会規則
〃　第二号　長浜町議会傍聴人取締規則
〃　第三号　長浜町議会委員会条例
〃　第四号　議会選出教育委員選任について

とそれ／＼原案通り議決

〃　第五号　選挙管理委員選任について
〃　第六号　臨時出納立会人選任について

右は別表の通り決定した。

町議案は自第一号至第三十三号並びに自第三十九号至第四十二号はいづれも合併に伴ふ専決条例、予算に関する議案で承認された。

〃　第三十四号　長浜町議会議員選挙の選挙区及び選挙区において選挙すべき議会の議員の定数条例を廃止する条例制定の件

右は、今般衆議院議員選挙法の改正により廃止するを適当と認め、理事者より提案されたが、法の趣旨に則り大局的見地より賛成する意見と、時期尚早の理由として、否とする論第両立し投票の結果、否決となつた。

〃　第三十五号　長浜町監査委員設置及び事務執行条例制定の件

右は原案通り決定

〃　第三十六号　長浜町監査委員選任につき同意を求める件

右は理事者の要望により保留

〃　第三十七号　固定資産評価委員会条例制定の件

右　原案通り決定

〃　第三十八号　固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件

右は別表の通り決定した

長濱町議會委員會構成表

常任委員会委員　◎委員長　○副委員長

議長		一宮亀久雄
副議長		黒川時谷
常任委員会委員	総務	◎今村林吾　村本伊太郎　川井酉太郎　○津田利広　東豊　藤沢梅太郎　小西豊己　石田政雄　赤穂直城
常任委員会委員	建設港湾	◎東豊　稲田政光　河内作右ェ門　○久保吉蔵　塚本梅雄　浦上愛明　後藤熊市　泉伯　門田豊市
常任委員会委員	厚生	◎河内作右ェ門　亀岡政重　尾崎運衛　○村上惟一　本田重太郎　後藤忠雄　矢間善男　赤穂直城　川井酉太郎
常任委員会委員	文教	◎小西豊己　村本伊太郎　二宮金之助　○松本垣生　後藤忠雄　今村林吾　亀岡政重　浦上愛明　尾崎運衛
常任委員会委員	農林水産	◎後藤熊市　村上惟一　林日出猪　○門田豊市　日野義満　石田政雄　矢間善男　本田重太郎　久保吉蔵
常任委員会委員	商工経済	◎藤沢梅太郎　塚本梅雄　松本垣生　○稲田政光　泉伯　二宮金之助　日野義満　林日出猪　津田利広
監査委員	議会選出	宮本庫雄
監査委員	学識経験者	未定
臨時出納検査立会人		浦上愛明　矢間善男　日野義満
議会選出教育委員		村本伊太郎
選挙管理委員	委員	畑山鶴夫　大野豊　増田晴茂
選挙管理委員	補充委員	酒井親　土居孝重　久保正洲

選擧運動について

（寄稿）

選挙の事務については、多少の経験を持つていたが選挙運動をしたのは今回が初めてである。はたで眺めていたときと、実際にブツかつて見たときとの、感覚的な隔りを泌々と味つたのであつた。以下僅かばかりの体験を通じてではあるが断行的に感想を連ねて、大方の批判を乞ひ、こうした声の集りに依り、実情に即した改正が行はれる緒ともならば幸と思ひ、敢て卑見を公開するものである。

◇運動期間

大体国や県の選挙に倣つて、その規模に応じた日数を考へているのではあらうが、選挙区の大小と日数とは必ずしも正比例させるわけに行かぬと思ふ。

早い話が代議士や県知事になると、山の奥の小部落まで、一々出かけると云うことは殆んど考へられず、又それが大勢に影響を及ぼすことは稀と云つてよい。

併し乍ら町村長の場合では、見方によつては、そこらが当落の鍵を握つているとと云ひ得るかも知れないのであつて、絶対に放任し得ないところである。

而も合併後の町村の範囲は一様に拡大され、更に加へて後に述べる乗物の制約があることにより、一層難渋したものである。

こうした事情は勢ひ事前運動を誘発する結果ともなり、場合に依つては、ひそかに別動隊編成と云ふ様な邪道脱法行為に陥らしむる危険性も生ずるおそれが強い。

管理部門や取締機関には甚だ御迷惑ではあろうが、出来るだけ期間のゆとりを考慮してもらいたいと思う。

長浜町の場合、最低二十日間は是非ほしいものである。

◇乗物の制限

町村の選挙では自動車や船は使えないことになつていて、二ケ所に亘る個人演説会への辯士の送迎にさえも車は許されないのである。

従前の小規模のものであれば何等痛痒を感じないのであるが、合併後の町村ではやりきれない。

而も候補者が有権者に対し、その所信をうつたえ得る手段としては、直接身を以つて、言葉を通じてのみ許されているのである。

それに機動力を奪はれたのでは、二進も三進も行かぬことになる。

市に許される自動車は、その広域に於て何等択ぶところのない、合併後の町村に対しても当然許さるべきものである。

こうした点については、実態に即した改正が速かに為されねばならぬと思う。

◇連呼の制限

連呼は、してはいけないことを原則とし、例外として自転車や人力車に乗つている場合に限り、之が許されることになつている。

自動車は無論使へないのであるから論外だが、歩きながらの連呼も許されないわけだ。

自転車で連呼が許されるのに何故徒歩では許されないのか、了解に苦しむものがある。

これ等は法の欠陥として是正せらるべきであろう。

◇戸別訪問

これは、きつい御法度である。併しこの禁を侵さぬまゝで選挙を行い得る者が果してあるであろうか。おそらく無いと云つても言い過ぎではあるまい

書いたものでもいけないし、口で愬えるより外に仕方がないのだから、勢ひ面接の形が採られるわけだ。

尤も街頭、個人、立会等の各演説において、候補者を見分けると云う方法もあるには相違ないが、有権者の全部が全部聞くものでもない

而も電話ですむ用件でも出かけて話さねば失礼になると云ふ、古い儀礼にこだわつている我国の風習から見て、当分の間、訪問面接の手段は抹殺されそうにない。

又お互に知り合つた間柄であつて見れば、よろしく頼むと談じ込むのは普通のものと見過してよいのではなかろうか。要はその内容について吟味され、制限さるべきであると思ふ。

即ち利益誘導的な意味を含めたり、強要乃至は恐喝めいた言動があつたり、A候補は弱いのだからB候補に入れねば損だとか云ふ様な中傷的な内容は排撃せねばならないが、只管にその支援を頼んで歩く純真なものや、平素友交のある間柄で、その協力を求める為の訪問等は、日本人の習慣上寧ろ許すことの方が、悪質行為を取締る上にも、却つてプラスするのではあるまいか。

◇當選御礼

当選者がお礼廻りすることも法度とされている。

これは街頭演説的にやることも、戸別訪問式を採ることも、印刷物に依ることも、一切いけないのだ。

人間として人にものを頼み、それを叶へてもらつた以上、お礼を申述べることは当然のことである。

特に「よろしく」と「ありがとう」とは日本人の挨拶のときの常套語となつている如く、古来謝辞を述べることは我国の良風美俗に数えられる大きなものの一つであらう。それが出来ないと云うことは甚だ淋しい限りであり、非礼極まる話である。

度を超えた派手なやりかたは勿論良識的に遠慮せねばならないし、取締りの限界を設けることも結構だが、普通一般常識的な方法に依る当選御礼は、解禁されて然るべきだと思う。

◇經費の制限

町村では、[illegible]から[illegible]者一人当り六[illegible]、今回の場合六萬数千円しか使えないのが建前である。

これは実に苦しい数字だと思ふ。特に今回の如く、派手なスタートが為された場合、自らこうした数字は全然省みられない破目に陥つたことであらう。

併し私はそれではいけないと思ふ。

町村を単位とする選挙で今世間に流布されている如く、数百萬円が使はれたと云うことが事実であるとするならば、選挙の清浄は期し得ない。

今の基準の上に、選挙区の拡大に伴う交通通信運搬費を増額した程度のもので選挙が進められて行く様になることを熱願するものである。

我々は候補者を出してやるのではない、出て貰ふのである。我々の代表として最も優れた候補者を選び、その人に出てもらうのである。この考へかたを忘れてはいけない

金のかかる選挙にするのも、金のかからぬ選挙にするのも、只単にこの一点で決するのである。

呑み食ひや、千や弐千のはした銭や、当選したら何百萬円かの保険に入つてやるとか何職を与へてやると云ふ様な口約束であなたがたの尊い選挙権を奪いとろうとする輩に対し、大いなる憤りを以つて之を撃砕して頂きたいものである。

選挙に要する経費は、現行基準の上に若干の広域性を考慮した増額に止め、候補者も選挙人も、その枠内で浄らかに取り進め得らるる様、相共に協力願ひたいものである。

◇遵法の辯

戸別訪問や当選御礼が禁じられている理由は、誘惑中傷或は増収賄買収等の機会を与へまいとするところにあると思はれる。

なるほど機会を与へぬことに依つて、之を防止することが出来るのではあるが余りにも身近かな風習をおさえられている為に、その禁を犯すことが、それほど強い罪悪感を伴はず、比較的安易な気持で『違反』が行はれるのではあるまいかと思ふ。

私はこれではいけないと思ふ。

法で禁じた以上、その掟は守らせるべきであり、従つて禁令はすべて厳正に行い得る性格を具備していることを必要とする。

このくらいは見逃さねば仕かたがあるまいと云ふ様なものであれば禁ずることそれ自体に無理があり、こうしたところに遵法精神の欠如を誘発する因があるのではなからうか。

私は声を大にして叫ぶ。

民衆は、法の前には絶対に忠実な信徒であり、法自体は、それに値いする厳正な内容を整えたものでなければならない、と。

本年行はるべき七つの選挙の中、既に三つのものを終つた。残された後の四つの選挙を、美しく取り進めて行くことを希ひつゝ筆を擱く（二、一〇）

本寄稿は指導法改正以前の法に基いてなされたもの

一月の出生・死亡

▼出生

長浜
高崎　二郎　長女　しのぶ
増田友十郎　長男　友喜
清水　清美　長男　広茂
山田　多丸　四女　チサ子
西崎　雪重　二〃　あすみ
高崎　勘蔵　三男　忠
宮本　清　長男　幸彦
二宮　善久　二女　恵子
西岡　正則　長〃　芳恵
清水　長寿　二〃　禎子
木下　保利　長男　雄一
上田　重喜　長男　喜博
徳本　岩蔵　五男　栄子
柴田　真一　長女　陽
城ヶ滝　通治　長〃　淑子

櫛生
西田　松好　長女　喜代子
西尾　盛市　長〃　定美

出海
東浦　伝　二女　稚美
安藤　兼行　三〃　伊勢子
泉　正　長〃　恵予

大和
植本　幸盛　長女　賞子
井上　貞　長男　勝良
中川　田一　長女　則子
小林　保城　長男　吉安
日野　頼道　長男　勝之
村上多磨子　男　清治

白滝
窪　猛　長男　清一
木下　高雄　長男　時夫
大西　実　長女　和子
鈴木　勝義　長〃　美智子
叶本　春見　二〃　幸子
矢野　初子　男　将雪
門田三千金　二男　嘉秀
土居　時男　長女　千恵子

▼死亡

長浜
山田　虎吉
浜田　仁
白石　オイエ
清水　吉治
友沢　ヤスエ
田中　礼市

喜多灘
藤淵　理子
後藤　一平

櫛生
内田　フジ
松岡松太郎

出海
柴田　佐市
水田　マスヨ

大和
村上　清治
松田　市郎
上田　姉末
西川　美雄
飛田　好明
久保和三郎

白滝
藤淵藤三郎
藤本フミ子